

2024年2月20日

傭船者責任保険 - 紅海における戦争危険復活カバー
(Charterers' Liability Insurance – War Risks Buy Back for the Red Sea)

2024年2月15日付Circular「戦争危険についての解除通知」をご参照ください。除外されたインド洋、アデン湾、紅海南部¹の航行を希望する傭船者を被保険者とする、復活(Buy Back)カバーの手配が可能となったことをお知らせいたします。

このカバーの担保限度額は、7日を超えない一航海における一事故または一事故に起因する一連の事故につき、2億ドルです。メンバーがクラブとご契約いただいている通常の免責額が適用され、別段の合意がない限り、対象となる航海はすべて事前にご申告いただく必要があります。

傭船者責任保険以外の追加保険についても、事例ごとに復活カバーの手配が可能です。

詳しくはクラブの引受担当者までお問合せください。

敬具

Tindall Riley (Britannia) Limited / Tindall Riley Europe Sàrl
マネジャー

¹ インド洋、アデン湾および紅海南部の以下の境界線で囲まれた水域

- 北西側、北緯18度以南の紅海
 - 北東側、北緯16度38.5分、東経53度6.5分のイエメン国境から公海上の北緯14度55分、東経53度50分
 - 東側、公海上の北緯14度55分、東経53度50分から公海上の北緯10度48分、東経60度15分まで、さらに公海上の南緯6度45分、東経48度45分まで
 - 南西側、南緯1度40分、東経41度34分のソマリア国境から公海上の南緯6度45分、東経48度45分
- 別段の定めがない限り、隣接する領土から沖合12海里までの沿岸水域は除きます。

以上
(翻訳)ブリタニヤ・ヨーロッパ日本支店

本Bulletinはすべて英文の日本語訳です。日本語訳と英文の間に齟齬がある場合は英文の内容を優先下さるようお願い申し上げます。